

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人高知県木材協会

平成18年5月16日作成

平成18年6月9日公表

令和元年10月1日改正

第1 目的

本実施要領は、一般社団法人高知県木材協会(以下「木材協会」という。)が平成18年5月16日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る一般社団法人高知県木材協会行動規範(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第2 認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法」により、木材協会の合法木材供給認定事業者(以下、「認定事業者」という。)として木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、木材協会の会員を対象とし、会員以外の認定に係る事項は必要に応じ別途定める。

第3 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに、木材協会に提出しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は認定されなかった場合返納される。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 木材協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について本実施要領第5認定要件及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。なお、必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 木材協会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木製品(以下「非合法木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。
- ④ 書類関係（証明書を含む）を5年間保存すること。

第6 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 木材協会は、認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を木材協会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期限は認定の日から3年とする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第8 取扱実績及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、木材協会へ報告する。
- 2 木材協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

木材協会は必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱が適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、木材協会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど木材協会に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取消

- 1 木材協会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取消することができるものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 木材協会は、認定を取消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

付則 この実施要領は、平成18年6月1日から施行する。

改則 この実施要領は、平成26年4月1日から実施する。

改則 この実施要領は、令和元年10月1日から実施する。

別記1-1

合法材認定に係る経費

認定手数料	書類審査の場合	会員	5,500円
		会員外	22,000円
	現地調査が必要な場合		実費
維持費		年額	5,500円

(消費税込)